

一関市文化伝承館条例施行規則の一部を改正する規則

改正前			改正後		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
利用区分	単位	使用料	利用区分	単位	使用料
[略]			[略]		
暖房料（ストーブ）	1台につき1時間	50円	暖房料（ストーブ）	1台につき1時間	100円
電気器具等（消費電力500W以上のものに限る。_____）を 持込使用する場合の電気 料金	1回につき消費電 力量1kWhまで	50円	電気器具等（消費電力 の合計が500Wを超える _____）を 持込使用する場合の電気 料金	コンセント1か所 につき1時間（コ ンセント1か所当 たりの消費電力は 1500Wまでとす る。）	50円
	1回につき消費電 力量1kWhを超え る場合	3kWhまでは100円と し、3kWh増えるごと に50円を加算する。			
[略]			[略]		

様式第1号(第2条、第6条関係)

一関文化伝承館利用申請書(一関文化伝承館使用料減免申請書)

申請日 年 月 日

一関市長(指定管理者) 様

申請者

団体名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>

次により、一関文化伝承館の利用を許可くださるよう申請します。

利用目的	利用予定人数	人	《一関文化伝承館記入欄》 使用実績による追加精算の有無
利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用	
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
利用設備及び備品の数量や時間、消費電力量等(持込機材含む)			有・無
備考(催事等の場合、参加者の参加費用の有無など)			有・無

※施設使用料を下記の理由により減免されるよう申請します。

使用料の減免を受けようとする理由と減免割合					
○印	理由	減免割合	○印	理由	減免割合
	市・教育委員会の主催	100%		公共・公益利用(まちづくり、ボランティア)	100%
	市・教育委員会の共催(必要以上の入場料等の徴収ない場合)	100%		その他()	%
	市・教育委員会の後援(必要以上の入場料等の徴収ない場合)	50%		農業施設を生産・加工団体利用(会議等)	100%
	地域コミュニティ増進(会議・行事等)	100%		農業施設を生産・加工団体利用(研修等)	50%
	地域コミュニティ増進(趣味・教養)	50%		スポーツ施設の体協加盟団体等利用(競技練習)	50%
	福祉、青少年健全育成(スポ少含む)目的	100%		地域集会所的施設の地域団体利用	100%
	生涯学習推進(趣味・教養活動)目的	50%		備考：催事や団体を確認できる書類を添付すること。	

様式第1号(第2条、第6条関係)

一関文化伝承館利用申請書(一関文化伝承館使用料減免申請書)

申請日 年 月 日

一関市長(指定管理者) 様

申請者

団体名	<input type="text"/>
住所	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/>

次により、一関文化伝承館の利用を許可くださるよう申請します。

利用目的	利用予定人数	人	《一関文化伝承館記入欄》 使用実績による追加精算の有無
利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用	
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
年月日()時分から時分まで		有(時間)・無	有・無
利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)			有・無
備考(催事等の場合、参加者の参加費用の有無など)			有・無

※施設使用料を下記の理由により減免されるよう申請します。

使用料の減免を受けようとする理由と減免割合					
○印	理由	減免割合	○印	理由	減免割合
	市・教育委員会の主催	100%		公共・公益利用(まちづくり、ボランティア)	100%
	市・教育委員会の共催(必要以上の入場料等の徴収ない場合)	100%		その他()	%
	市・教育委員会の後援(必要以上の入場料等の徴収ない場合)	50%		農業施設を生産・加工団体利用(会議等)	100%
	地域コミュニティ増進(会議・行事等)	100%		農業施設を生産・加工団体利用(研修等)	50%
	地域コミュニティ増進(趣味・教養)	50%		スポーツ施設の体協加盟団体等利用(競技練習)	50%
	福祉、青少年健全育成(スポ少含む)目的	100%		地域集会所的施設の地域団体利用	100%
	生涯学習推進(趣味・教養活動)目的	50%		備考：催事や団体を確認できる書類を添付すること。	

様式第2号(第2条関係)

一関文化伝承館利用許可書

年 月 日

団体名
住所
氏名
電話番号

様

次のとおり一関文化伝承館の利用及び使用料減免を許可します。

使用料は、前納してください。

一関市長(指定管理者)

印

利用目的	利用日時	利用予定人数	冷暖房の使用
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
利用設備・備品の数量や時間、定格消費電力等(持込機材含む)			
備考(催事等の場合、参加者の参加費用の有無など)			
許可の件	一関市文化伝承館条例及び一関市文化伝承館条例施行規則を遵守すること。		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 一関文化伝承館を利用する際は、係(事務室)又は警備員に申し出ること(利用報告書を受け取ってください。) 2 一関文化伝承館の利用後は、清掃の上、原状に復すること。 3 一関文化伝承館の利用後は、必ず利用報告書に所定の事項を記入の上、即日提出のこと。 4 火気(暖房・たばこなど)等については、特に安全を確認のこと。 5 管理運営上支障を来す場合は、利用を取り消すことがあります。 6 利用許可を受けた内容に変更が生じる場合は、その旨申し出ること。利用目的の変更の場合、利用許可や使用料減免の取消しをすることがあります。また、使用料に変更が生じる場合、速やかに清算すること。ただし、日程や時間の変更は2回を限度とします。 7 申請者の自己都合で利用取消しをする場合、使用料の還付はしません。 		

様式第2号(第2条関係)

一関文化伝承館利用許可書

年 月 日

団体名
住所
氏名
電話番号

様

次のとおり一関文化伝承館の利用及び使用料減免を許可します。

使用料は、前納してください。

一関市長(指定管理者)

印

利用目的	利用日時	利用予定人数	冷暖房の使用
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
	年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無
利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)			
備考(催事等の場合、参加者の参加費用の有無など)			
許可の件	一関市文化伝承館条例及び一関市文化伝承館条例施行規則を遵守すること。		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 一関文化伝承館を利用する際は、係(事務室)又は警備員に申し出ること(利用報告書を受け取ってください。) 2 一関文化伝承館の利用後は、清掃の上、原状に復すること。 3 一関文化伝承館の利用後は、必ず利用報告書に所定の事項を記入の上、即日提出のこと。 4 火気(暖房・たばこなど)等については、特に安全を確認のこと。 5 管理運営上支障を来す場合は、利用を取り消すことがあります。 6 利用許可を受けた内容に変更が生じる場合は、その旨申し出ること。利用目的の変更の場合、利用許可や使用料減免の取消しをすることがあります。また、使用料に変更が生じる場合、速やかに清算すること。ただし、日程や時間の変更は2回を限度とします。 7 申請者の自己都合で利用取消しをする場合、使用料の還付はしません。 		

様式第3号(第3条関係)

一関文化伝承館利用(変更・取消)申請書

申請日 年 月 日

一関市長(指定管理者)様

申請者

団体名	
住所	
氏名	
電話番号	

次により、一関文化伝承館の利用(変更 [回目] ・取消)を許可くださるよう申請します。
注)利用の変更は2回が限度です。

変更前	利用目的	利用予定人数	人
	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	利用設備・備品の数量や時間、定格消費電力等(持込機材含む)	備考	
	既納の使用料 円	領収書番号・納入通知書番号	

変更後	申請区分	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更	<input type="checkbox"/> 上記の利用を取消し
利用目的		利用予定人数	人
	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	利用設備及び備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)	備考	有・無

《一関文化伝承館記入欄》
使用実績による追加精算の有無

様式第3号(第3条関係)

一関文化伝承館利用(変更・取消)申請書

申請日 年 月 日

一関市長(指定管理者)様

申請者

団体名	
住所	
氏名	
電話番号	

次により、一関文化伝承館の利用(変更 [回目] ・取消)を許可くださるよう申請します。
注)利用の変更は2回が限度です。

変更前	利用目的	利用予定人数	人
	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)	備考	
	既納の使用料 円	領収書番号・納入通知書番号	

変更後	申請区分	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更	<input type="checkbox"/> 上記の利用を取消し
利用目的		利用予定人数	人
	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	年月日()時分から時分まで		有(時間)・無
	利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)	備考	有・無

《一関文化伝承館記入欄》
使用実績による追加精算の有無

様式第4号(第3条関係)

一関文化伝承館利用(変更・取消)許可書

年 月 日

団体名
住所
氏名
電話番号

様

次のとおり一関文化伝承館の利用(変更 [回目]・取消)を許可します。

下記により使用料が発生する場合、前納してください。 一関市長(指定管理者)

変更前	利用目的	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用	利用予定人数	人
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
利用設備・備品の数量や時間、定額消費電力等(持込機材含む)			備考			
既納の使用料		円	領収書番号・納入通知書番号			

変更後	申請区分	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更	<input type="checkbox"/> 上記の利用を取消し
利用設備・備品の数量や時間、定額消費電力等(持込機材含む)			備考
許可の条件		一関市文化伝承館条例及び一関市文化伝承館条例施行規則を遵守すること。	
注意事項		1 変更前の許可書に同じ。	

様式第4号(第3条関係)

一関文化伝承館利用(変更・取消)許可書

年 月 日

団体名
住所
氏名
電話番号

様

次のとおり一関文化伝承館の利用(変更 [回目]・取消)を許可します。

下記により使用料が発生する場合、前納してください。 一関市長(指定管理者)

変更前	利用目的	利用日時	利用部屋名	冷暖房の使用	利用予定人数	人
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
		年 月 日() 時 分から 時 分まで		有(時間)・無		
利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)			備考			
既納の使用料		円	領収書番号・納入通知書番号			

変更後	申請区分	<input type="checkbox"/> 次のとおり変更	<input type="checkbox"/> 上記の利用を取消し
利用設備・備品の数量や時間、消費電力等(持込機材含む)			備考
許可の条件		一関市文化伝承館条例及び一関市文化伝承館条例施行規則を遵守すること。	
注意事項		1 変更前の許可書に同じ。	

備考 改正の部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。